

各 位

会 社 名 株 式 会 社 た け び し
代表者名 代表取締役社長 岡 垣 浩 志
(コード番号 7 5 1 0 東証プライム市場)
問合せ先 経 営 戦 略 室 企 画 部
(0 7 5) 3 2 5 - 2 1 1 8

取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行（以下、「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 21,800株
(3) 発行価額	1株につき1,813円
(4) 発行価額の総額	39,523,400円
(5) 割当予定先	当社の監査等委員でない取締役 6名 11,000株 当社の監査等委員である取締役 3名 1,700株 当社の執行役員 6名 9,100株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年3月28日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員である取締役に対しては、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役（以下、監査等委員である取締役を含み、「対象取締役」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2023年6月28日開催の第134期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、(i) 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については年額1億円以内（うち社外取締役は年額1000万円以内）、監査等委員である取締役については年額1000万円以内の金銭報酬債権を支給すること、(ii) 本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については年10万株以内（うち社外取締役は年1万株以内）、監査等委員である取締役については年1万株以内とすること（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）、及び、(iii) 譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から

当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

また、上記のとおり対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件について株主総会において承認されたことを条件として、当社の執行役員（以下、対象取締役と併せて「対象者」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議及び監査等委員である取締役の協議に基づいて、監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名及び執行役員6名に付与される当社に対する金銭報酬債権の合計39,523,400円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,813円）、当社の普通株式合計21,800株（以下、「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象者は、2025年7月25日（払込期日）から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象者が、2025年7月25日（払込期日）から2026年7月1日が到来した時点までの間（以下、「本役務提供等期間」といい、このうち2025年6月から2026年3月期に係る定時株主総会が終結する時までの間を役務提供期間とします。）、継続して当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位（以下、「本地位」といいます。）にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供等期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなします。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が当社の指定した証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場

合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2025年7月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなします。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,813円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上